

平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）

第 1 回松島町議会臨時会会議録

（第 1 日目）

平成25年第1回松島町議会臨時会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	（欠番）
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	佐藤進君

教 育 長 小 池 満 君
教 育 課 長 櫻 井 光 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第1号)

平成25年3月29日(金曜日) 午前10時 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

〳 第2 会期の決定

3月29日の1日間

〳 第3 議案第53号 平成24年度松島町一般会計補正予算(第10号)について

〳 第4 議案第54号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算(第6号)について

〳 第5 議案第55号 平成25年度松島町一般会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。仙台市-----で
す。

なお、4番伊賀光男議員、午前中欠席、遅刻する旨の届け出が出ておりますので、よろしく
お願いします。

それでは、町長より挨拶をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶
を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、平成24年度松島町一般会計及び下水道事業特別会計補正予算、
平成25年度松島町一般会計補正予算についてご提案させていただくものでございます。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

なお、松島町徴税条例及び松島町都市計画税条例並びに松島町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例の提案を予定しておりましたが、地方税法の一部を改正する法律が未交付であり、
このため平成25年4月1日から施行されるもののうち、条例改正を必要とする事項について、
専決処分により対応させていただきたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、12番太斎雅一議員、13番後藤良郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議案第 53 号 平成 24 年度松島町一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第 3、議案第 53 号平成 24 年度松島町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第 53 号平成 24 年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の第 1 号補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業及び平成 25 年 3 月 8 日付で交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金等について補正するものであります。

なお、国の第 1 号補正予算として採択されました高城コミュニティセンター整備事業、都市再生整備計画事業効果分析調査事業、ウォーキングトレイル整備事業、町道高城・桜渡戸線舗装補修事業、町道根廻・品井沼線外トンネル点検事業については、当初平成 25 年度に事業を実施する予定でありましたが、事業を前倒し実施するという事で、国の第 1 号補正予算に係る事業の地方負担分について、平成 25 年度に交付予定となっております地域の元気臨時交付金の算定基礎となることから、平成 24 年度での補正予算に計上するに至っております。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、5 ページをお開き願います。

2 款総務費 1 項 8 目企画費につきましては、国の第 1 号補正予算に伴う事業であり、都市再生整備計画事業効果分析調査を平成 24 年度事業として前倒しして実施する経費を補正するものであります。16 目震災復興基金費につきましては、平成 25 年 2 月 25 日付で追加交付限度額通知のありました東日本大震災復興基金交付金について、津波被災住宅再建支援分として 3 月 19 日付で内示のありました平成 24 年度交付分を全額積み立てするものであります。17 目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成 25 年 3 月 8 日付で交付可能額通知のありました東日本大震災復興交付金について全額積み立てするものであります。

6 ページにわたります。

19 目集会施設建設費につきましては、国の第 1 号補正予算に伴う事業であり、高城コミュニティセンター整備事業を平成 24 年度事業とし、前倒しして実施する経費について補正するもの

であります。

8款土木費2項2目道路維持費につきましては、国の第1号補正予算に伴う事業であり、明神踏切から初原バイパス湯ノ原わき取りつけ部交差点間の町道高城・桜渡戸線舗装補修事業及び町道等のトンネル点検事業について補正するものであります。3目道路新設改良費につきましては、国の第1号補正予算に伴う事業であり、福浦橋入り口から松島カキ処理場間の護岸裏側のウォーキングトレイル整備費について補正するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、東日本大震災復興交付金事業における地盤沈下に伴う雨水排水対策事業に対して、震災復興特別交付税が拡充措置された分等について、下水道事業特別会計へ繰り出しするものであります。

9款消防費1項1目非常備消防費につきましては、石油貯蔵施設対策費事業の防火水槽新設事業について当初契約を行い、平成25年度へ繰り越して事業を実施する計画で県と協議を終え、繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、この旨を国へ連絡したところ、繰り越した場合には財源が措置されないとの回答があり、この事業の実施のあり方について検討を行った結果、一般財源で実施するよりも、他の公共事業等とあわせて実施したほうが効率的なことから、平成25年度以降の東日本大震災復興交付金事業を活用して、災害時に防火水槽内の水を飲み水にできる飲料水兼防火水槽の新設計画を進めることに伴い減額し、議決をいただいた繰越明許費について廃止するものであります。

11款災害復旧費2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、漁港災害復旧工事の入札を2月20日に行いましたが、入札不調により工事請負契約ができなかったことから、今年度の契約は期間がなく不可能なために減額するものであります。なお、減額補正に伴いまして12月議会で議決をいただきました漁港災害復旧事業の債務負担の期間及び限度額を変更し、3月定例会で議決をいただきました繰越明許費の金額について変更するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、国の第1号補正予算に伴い、平成25年3月6日付交付決定通知により補正するものであり、特別交付税及び震災復興特別交付税につきましては、平成25年3月22日付交付決定通知に伴い補正するものであります。

15款国庫支出金1項3目災害復旧費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました漁港災害復旧事業の減額に伴い減にするものであります。

2項4目土木費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました国の第1号補正予算に伴う高城コミュニティセンター整備事業、都市再生整備計画事業効果分析調査事業、ウォーキン

グトレイル整備事業、町道高城・桜渡戸線舗装補修事業、町道根廻・品井沼線外トンネル点検事業に対するものであります。6目東日本大震災復興交付金につきましては、平成25年3月8日付交付可能額通知に伴い補正するものであります。

4ページをお開き願います。

16款県支出金2項1目総務費県補助金につきましては、平成25年2月25日に通知のありました東日本大震災復興基金交付金について、津波被災住宅再建支援分として3月19日に内示のありました平成24年度交付分を補正するものであります。9目石油貯蔵施設対策費補助金につきましては、歳出でご説明しました防火水槽新設事業の減額に伴い、減するものであります。

22款町債1項3目土木債につきましては、国の第1号補正予算に伴う高城コミュニティセンター整備事業、ウォーキングトレイル整備事業、町道高城・桜渡戸線舗装補修事業に対するものであります。なお、国の第1号補正予算事業として計上しました高城コミュニティセンター整備事業、都市再生整備計画事業効果分析調査事業、ウォーキングトレイル整備事業、町道高城・桜渡戸線舗装補修事業、町道根廻・品井沼線外トンネル点検事業につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、平成25年度実施予定事業を地域の元気臨時交付金との兼ね合いで平成24年度実施事業としたもので、年度内完了が見込めないことから繰り越しするものであります。また、東日本大震災復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分につきまして、小松震災復興対策監より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） それでは、歳入の4ページ、16款県支出金2項1目総務費県補助金、東日本大震災復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分について、資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、資料ですが、資料のとじ込みした場所が平成25年度一般会計補正予算の関係資料の中にとじ込んでしまっております。あわせて東日本大震災復興交付金第5回配分資料も同様となっております。大変申しわけありませんが、つづり直しをお願いしたいと思います。

それでは、今回の交付金でございますが、対象者及び対象事業の拡充を行うことを目的に、宮城県より平成25年2月25日付で追加交付限度額通知がありました。

まず、1の趣旨ですが、東日本大震災による津波被害を受けた市町における住民の定着を促し、復興まちづくりを推進することとなっております。交付限度額の算定方法につきましては、

4の枠で囲まれた部分に記載してあります。なお、松島町交付額算出基礎につきましては、裏面に記載しております。交付額は2億2,250万円でございますが、これは平成24年度、25年度、2カ年に分けて交付されるもので、平成24年度分としては3月19日付で内示があった、全体金額の8割に相当する分で、今回の1億7,800万円を基金に受け入れするものでございます。ちなみに、残りの2割分、4,450万円につきましては、平成25年度に追加交付される予定となっております。

交付金の事業対象者につきましては、住宅再建支援事業のうち、資料の中の6の(1)に該当する対象者に対しまして、(2)に記載されている事業に対してということになります。事業年度は(3)期間で記載のとおり、平成32年度までの範囲となっております。

今回の補正では、交付金の受け入れのみとして、具体的な制度設計は制度の趣旨に即しながら、津波被災者への公平な支援が行えるよう、近隣市町の動向も視野に入れながら検討を進めることとしております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） まず、この16目の今の小松さんがおっしゃいました、津波被害住宅再建支援というほうのちょっと質問いたします。

今説明のとおり、今回は1億7,800万円となって、あとの4,450万円は25年度で入るよと、これはわかりました。その中で、これは今からこの制度をするということなのですから、その制度の見込みなんですね。やはり待っているものですよ。こういうものは。そういうことで、二市三町の動向を見ながらということなのですから、大体いつごろか聞きたいのですけれどもね。そして、これから被災した人の支援金なので、今回もう今直していますよね、家を。そういう人たちにも対応になるかなと思うのですけれども、その辺のことをちょっとご説明いただければ。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 制度設計、これは今も検討は進めておりますけれども、新年度になってから具体的な中身については早急に検討していきたいと。それで、なるべく早い時期に支援制度を創設して予算化していきたいというふうには考えております。

あと、遡及対応が可能かということについては、基本的にはそのような形になるような制度設計で進めていきたいというふうに基本的には考えているところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君）　すると、当然そうあるべきだと思うんですね。でなければ、これからということになると、余りにもこの制度は遅過ぎるわけであるわけだから、当然そのようなことを踏まえて対応していただければと思います。

それから、これは住宅というふうになっておりますのですけれども、やはり松島の場合、いろんな地域の場合は、店舗兼住宅というのがありますよね。店もやっている。そういうことも適用範囲になるわけですか。考えられているやつは。

○議長（櫻井公一君）　小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君）　まず、基本的には持ち家というのが、自分の住宅、持ち家であって、なおかつ住宅というのが基本的な県で考えている制度の根底にある考え方なのですが、これについてはある程度自治体、市町の裁量にある程度委ねられる部分もあるということで、その辺はちょっと検討の調整も必要になりますけれども、その辺の可能性についてはちょっといろいろ今後検討していきたいと思います。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　こういうのもやはり対象の1つにやっていかないと、これだけの震災なので、やはり海岸通り、手樽もそうなんですよね。津波を受けたところ、非常に困っているわけですよ。そういうことも含めながら、やはり協力も、何ていうのですかね、二市三町全部が協力してそのように対応を進めていってほしいなど、重ねてお願いを申し上げますけれども、副町長、何かありますか。

○議長（櫻井公一君）　高平副町長。

○副町長（高平功悦君）　実際は、持ち家ということなので、住居兼店舗の併用住宅の場合は、店舗を除いた住宅の部分ということが、小松対策監のほうからの話です、実際は。ですから、店舗の分は実際は該当しないということなので、併用の場合は10のうちの6割が住居であれば、6割分が対象になるというような形で進んでいくのかなと思います。

あと、実際今回の補正の中でもこの制度を歳出のほうもしようかということもあったのですが、実際、松島町内プラス町外から来た方々もということで、今回認められたということもありますので、そういうのを含めて再度検討したほうがいいのかということ、今回はこういう形になったということでございます。

○議長（櫻井公一君）　色川議員。

○10番（色川晴夫君）　そういうことで、今回は2億2,000万円になるよということなのですが、これは資料の後ろ側を見ると、全壊が42件、大規模半壊が47件、計89件に対象だよと。

ここまで件数がわかっているということなのですから、これは確定なのですか。それで、もしわかれば、地域ごとに、これはわかっている範囲で、地域ごとに、松島地区、高城地区、磯崎、手樽、何件ずつあるのか、もしあれば、わかれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 資料の裏面にある算定基礎の中に、いろいろ具体的な件数が書いておりますけれども、これはあくまでも各市町、被災市町ごとに交付金限度額を算定する上での算定基礎ということでございます。それで、この方だけが対象になるというわけではなくて、これはそれぞれの自治体に対象となる部分の検討についてはある程度委ねられているということになりますので、これはあくまでも算定基礎の数字ということでござらんになっていただければと思います。

あと、地区ごとのちょっと件数についてはただいま手持ち資料がございませんので、ちょっと把握しておりません。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 算定ということになると、確定ではないわけだから、これより増えるか、減るかということも考えられるわけですね。はい、わかりました。そういうことで、先ほども言われたように今回の震災、非常に被害を受けられている方が非常に多いもので、その辺の対応をよろしく願いを申し上げたいと思います。

それと、この5ページ、6ページの8款土木費の初原バイパス、通ってみました。供用していますね。きのうちょっと聞いたものですから、通ってみたのです。ちょっと夕方だったので、すけれども、皆さん、まだ認知されているのかなんかわからないけれども、すれ違った車は1台でした。そういうことで、これからもっともっとふえるかなとは思いますが、そうしたら、地区の人にたまたままっていて見たくて、あの辺の明神あたりの人にちょっと会ったんですね。そうしたら、「こいつ信号機ないのですか」ということなんですね。「これは危ないよと、飛ばしてくるよ、ここは」というようなことで、この湯ノ原のほうから入ってくる、ずっと今度は明神のほうに曲がる右折、真っすぐ直線、これは非常に危ないなと私は思うよと。私は夕方だったものだから、そこまであんまり感じなかったのですけれども、やはり地元の人にとったら、これは大事故が起きる可能性があるのではないかという危惧をしておりますね。そういうことなので、あそこに点滅の信号機、いろいろ難しいかなと思うんですね。それは検討した結果、あれは全部完成したのでしょうか、あの道路。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 既に完成して供用開始をしているということでございます。それで、信号機につきましては、県が公安委員会と協議してああいう形で、松島町道の部分の高城・桜渡戸線については「とまれ」ということで、今現在は下に、下というか、路面標示ですね、とまれになっていますけれども、そんな形で一応信号機はつけないという考え方でスタートしていますということでございます。

今後、そういう話とか、事故が起きたのでは遅いのですけれども、公安委員会との協議の中で、信号機の予算は公安委員会が予算をとってつけますので、何千万かかかるんですね。ですから、予算措置とかということも出てきますので、そういった話が出てくれば、県と協議していつて進めるかどうかという形になるかと思えますけれども、当分の間は一応交通量がどれくらいふえるか、どういった支障があるかということで、一応少しは時間を見守るといいますか、経過を見てという話になると思うのですけれども、そういった形の要望があれば、そういった形で要求をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今まさに課長が言われるとおりにかもしれません。あそこはやはり時間帯によってはすごく利用の、通行量が違うと思うのです。日中はそんなに多くない。朝晩、特に朝がね、あそこはすごいと思うのですけれども、やはり公安委員会の、信号機は公安委員会のものだから、それはわかりますけれども、やはり十分に安全対策を周知をしていただくような方策をとらないと、あれは非常にスピードを出すと思いますね、あの辺は。そういうことよろしく今後検討していただければなと思います。

それから、ウォーキングトレイル構想なのですけれども、そこを資料で私たちは出されておりますけれども、今回あそこをずっと、あの地震の前から崩れているところ、二葉荘、昔の、あそこが崩れたというようなことで直していただきました。しかし、抜本的にあそこは凝灰岩の先端なものですから、いつ崩れてくるか、この松島全体が岩石というのですかね、岩質なもので、手樽なんか非常にひどいんですね。その最たるものですから、手樽は。だから、あれだけ揺れるとだあっと落ちてくるわけで、あの今現在、ニュー小松さんのあの辺もやはり非常に岩盤が弱いと思うんですよ。そういうことで山側、これの崩れ、岩崩れ、そういう対策は、ここは含まれているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 山側のほうの対策ですね、がけ崩れというか、今でもちょっと危ない状態になっていますから、その部分については復興交付金事業で避難路整備事業という中で、

一応予算はとれていまして、調査を今やっているところでございます。ボーリング調査とか、基本的にあの岩盤を押さえるという工法にしていかなければならないということでございまして、今設計に入っていますので、あと文化庁ともあの辺全部防護の形をどうするか、緑化にするか、岩盤にするか、どうするか、コンクリートにするかという部分も事前協議していまして、現地を見ていただいているということで、今後進めていけるというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そうですね、いい工法を、やはりあそこを歩いていく人が今後ますます、道路さえよくなれば、幅広くなれば、歩く人が多くなりますので、第一に安全というようなことを考えて、これから取り組んでいただきたいと思います。

それと、この示されていますけれども、今回は護岸から、護岸ですね、ここから中なんですね、道路。じゃあこの護岸、今この写真でありますけれども、この護岸の高さ、海岸通り、全部0.1ですか、高さが。これに合わせてこれを、この計画はないんでしょうかね。これはまた別個の、ウォーキングだから、歩くところだけだから、これも入っていないと思うのですけれども、そっちのほうもどうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 図面の中で標準断面図、右下のほうについておりますけれども、この部分のかさ上げについては、沈んだ分は一応県の公安課のほうでかさ上げといいますか、をしていただくという形でございます。若干現況から50センチぐらい上がっている図面を一応つけているのですけれども、その部分については県の公安課のほうで一応やっただいて、災害復旧でやっていただくという形でございます。

それで、ウォーキングトレイルの部分については硬質化ですので、その上の部分、その部分だけを一応協議して、そこを硬質化というか、石畳風な形で舗装をしてきれいにするといった部分は町でやるということでの、今回のウォーキングトレイル整備事業ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それはわかりました。それで、今あそこは、歩くのと車が、大分車も通るんですよ。すると今度整備されると、また車がうんと通ると思うのです。そういうことで、車通行禁止、私も車で通るのだけれども、あそこはやはりどうなのでしょうかね。通行禁止とかなんとかということは、なるということはあるのですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） できればやはり車両は結構狭いので難しいんですよ。ですから、ちょっと漁組のほうともちょっと話をしていないと、もともとは開放していただきましたのであれですけれども、その辺の話とかをちょっとしないと、はっきりしたことといいますか、方向づけといいますか、できれば安全上は一応はあそこは通さないほうがいいだろうなどは思っていますけれども、どうしてもという部分があるか、災害時とか有事の際となるか、その辺はちょっと協議を地元と協議したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 漁協の人もあるところからなのですけれども、あとはホテルの人たちもああいうところに随分とめておりますので、とにかく安全というようなことを含めて、あそこは対応していただければと思います。

それで、ウォーキングの、このウォーキングトレイル構想というのは、どこからどこまで計画しているのですか。今回はわかります。ウォーキングトレイル構想は、国では、何回も私はこうして言うのですけれども、45号線、塩竈からあの須賀海岸、浜田、双観山、ずっとするのがウォーキングなんです。トレイル構想。それから、今回の福浦島から一の坊、あっちのほうまでずっと海沿いを整備して、それがウォーキングなんです。これ、松島町ではじゃあ今回ここに出しましたのですけれども、一の坊さんとか壮観さんぐらいのあそこの護岸ですね、あの辺の計画というのは将来入るのですか、こういうところ。こういう計画。どこまで考えられておりますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今色川議員さんがおっしゃられたように、全体構想としては全て沿岸沿いといいますか、そうやって歩けるような構想ということで、全体の構想はあるのですけれども、今回うちのほうで、松島町で前にも示しているのですけれども、予算措置の部分と町が一応考えた部分と言われる部分ということでの位置づけを一応ここにしているということで、あとは関連した形ですとつなげたいという部分はあるのですけれども、文化庁の話もありますし、文化財のこともありますし、ちょっと難しいという部分もあります。

それと、避難道路、今回ですね、そんな中では一応つなげる部分は、ここから上がって行って、例えばマミーホームさんの前とか、今回取り組みますけれども、そういった形で連続させていきたいという考えはありますけれども、全体としては大体つながるだろうなという感じは、ここができて上がっていけばするだろうというふうに考えております。ただ、45号とか利府との境とか、あの辺はちょっとやはり文化庁の関係でなかなか難しいんですね。45号の歩道という

のはですね。前から言われていますけれども、その辺を一応海沿いに行くかどうかというのも、ちょっと今後の検討材料ということになると思いますけれども、そういった形でできるだけ連続した形でやっていきたいという考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 連続してそのように工事していただければいいのかなと思うんですよ。

ですから、今回はこれだけなのですけれども、復興交付金の中で海岸線ですか、入っていますね。ずっと今課長が言われたように、海風土の上のほう、あの辺も社会実験道路としてやったわけですけれども、そのほうのずっと下のほう、水族館さんが持っている駐車場のあの辺の護岸のところなんかもずっと今回入るわけですけれども、そういうことで、その延長で一の坊さんとかそっちのほうの護岸の整備もできたらやっていただいて、ゆっくりこの海沿いを歩いていただけるような施策をとっていただくような努力をひとつお願いを申し上げたいと思います。

それと、それからこの9款消防費なのですけれども、今回石油貯蔵、これが繰り越しがだめになって、そうしたら国のほうで財源がないですよと、繰り越した場合は財源がないですよというようなことで、25年度以降に考えていきますと、復興交付金の中で、今回私たち24年度の予算の中で説明を受けた消防、磯崎華園にあるよということの説明であった。そういうことで、今度また新しく考える復興交付金事業の中で、この飲み水、この貯蔵されたタイプのこれを飲み水にするというようなことを書いていますけれども、それは何か機械かなんか入れながら、ろ過しながら飲んでいくということなのではないでしょうか。どうなのではないでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 耐震性貯水槽でございますが、あと水を2次製品の容器に詰め込みまして、それをあとポンプでくみ上げると。上にあとろ過機をつけまして、その中であと対応できるというような仕組みになってございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これは当然そのろ過機とかなんとかというのは、常設されているのですか。何か震災のとき、そのときにぼんとつけると、そういうふうになるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 浄水器と、あとは発電機をセットにして、あと収納するというような形になりまして、ただ収納に関しては、あと備蓄倉庫から持って行って整備して取りつけるという形になります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。じゃあ有事の際にそのようにするというようなことで、普段は防火水槽というように使うと。今回磯崎がこういうふうにだめになったと。そういうふうになって、この次の計画も変更は、変わらず磯崎地区を考えているというようにことでよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） あと当初予算で予定していました磯崎地区につきましては、今回防火水槽の設置が難しいと、水路の用地と重なるものですから、それで消火栓を今回設置してございますので、消防水利につきましては、新設いたしました消火栓で対応するという考えでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それで、ちょっと戻るのですけれども、今回新しく土地再生整備計画事業効果分析調査委員会による審査、こうありますね。その前に、ごめんなさい、社会資本総合整備計画、松島海岸磯崎地区周辺地区と、こうなります。今回ウォーキングトレイル構想、高城コミュニティ、いろんな事業が入りましたね。これは社会資本整備の中だよと。復興交付金でかみ合うところがあるわけなんですよね。何だか余りにも事業が多過ぎて、わけがわからなくなっているのです。ちゃんとすればわかるのでしょうかけれども、そういうことで、この松島海岸地区、磯崎地区社会資本整備、これはどういうふうなものか。今回のやつ、ウォーキングだけがなのですか。そのほかにもっとあるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 社会資本整備総合交付金事業ですが、かねてつくりました都市再生整備計画の範疇にある事業ということでご認識いただければありがたいなというふうに思っております。今回該当しますのは、先ほど町長が高城コミュニティセンター建設事業ということをお初めとして5事業を申し上げましたが、このたびの補正の対象になっておりますのは、その5事業でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） では、5事業だけが社会資本整備なのですからけれども、私が聞いたのは、これからもっとこういう社会資本整備計画が別な予算が入ることも考えられると思うのですけれども、またそういうことで、今後ちょっと今回はこの補正予算の中で入ってきたものですから、急遽入れたというようなことかなと思いますけれども、今後このような社会資本整備、復

興交付金で対象外になったもの、それを社会資本整備の中に入れていくというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） それは十分あり得ると思います。これまで11事業進めてきております。例えば第1町体の取り壊し、そして交流広場をつくったわけですが、こういったものだとか、観光情報看板をつくりました。こういったものが都市再生整備計画中の事業であったということでございまして、これが25年度で第1期を終わるということでございまして、これの検証をし、26年度から始まる第2期分についての、何ていうのですかね、プランニングに生かしていくということでございます。

ですから、最初に申し上げましたように、復興交付金でだめな事業、とっていただけない事業なんかは、この社会資本整備事業を使ってやっていくということも1つの手法ではございません。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。そういうことで、本当に復興交付金外にすごい予算がこうやって入っております。それで、今回この調査分析委員会、審議会をつくるんだよというようなことでありますけれども、今総合計画審議会ですかね、企画でやっていますね、それとは別個に、またさらにこういう分析の審議会をつくるかなと思うのですけれども、どういった方々に委員になっていただくのでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） これは教科書みたいなのがありまして、学識経験者、それからうちですと、観光に関連した方、さらには利用者の代表の方ということで書かれておりまして、利用者の代表の方を誰にするかというのはまた別ですけれども、そういった方でございます。総合計画審議会のメンバーとは全く、全くではないでしょうけれども、違ったメンバーになるかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 別なというようなことになると、大体一緒の人も随分入ってくるかなとは。でも、そういうのを整合性というのですかね、今までのことをよく知っていないと、なかなかこういうのはできないと思うのです。全く別な人が多く入ってしまうと、今までの流れというのを知らない、やはり分析も何もできないかなと思うんですね、私は。ですから、その辺慎重にいい人材を選んで、分析委員会に審議会の中に入れていただければいいのかなと思

ますけれども、この25年度、これは1年間、今後大体1年で何回ぐらいのペースで開くのでしょうかね、これ。2回、3回と。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 3回の予定でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことで、大変な予算なので、私が本当に心配するのは、これは本当にこんなに事業ができるのかなと。入札不調、いろんところで入札不調になっております。それで業者も足りない。そういうことで、この事業、今この補正で組まれたもの、本当に頑張ってください、せっかくの予算なので本当に執行、繰り越し、さらに繰り越しというようなことはならないような努力をしていただきたいと思いますけれども、最後、その辺を聞いて終わります。

○議長（櫻井公一君） 総体的に。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、今まで入札不調になっているところというのは、県内でも漁港関係とかそういうのが多いと。今回うちのほうでも漁港関係が不調になってあのように取りやめたということでございます。あと、今回この中で、補正の中で大きいのは、確かにありますけれども、なるべく地元業者も踏まえて指名競争入札などが一般競争入札になるか、そういうのも踏まえて、より不調にならないようには努力しますけれども、ただ色川議員が言われるとおり、世の中が25年度、26年度と事業費がふえていくので、その不安はありますけれども、なるべくならないようにいろいろ研究して進めていきたいと思っております。（「よろしく願います」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 色川議員に大体聞いてもらったので、あんまり聞くとこがないのでありますが、二、三聞かせていただきます。

一番最初に、この基本的なものでお聞きをするわけではありますが、この何月何日、25年3月8日付交付可能額通知、これは交付決定ではないのですか。こういうようなものを初めて今度出ているのでありますが、これは決定と同じに考えていいのでしょうか。まず、最初にそれをお聞きをしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今回の復興交付金関係の事業でよく使われているのが、交付可能額という言葉が使われています。これは従来のいろいろな国の補助事業上で交付決定と同

じ扱いというふうに私たちは認識していますし、その理解でよろしいかと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） おたくらは認識していても、あっちはそういうふうな認識で、何か通知か何かでそういうようなことがあるのですか。まずそこを一番最初にお聞きしておきたいと思うわけでありまして。こっちで認知していても、あっちでだめだというのなら、だめになる場合があるわけでしょう。それは間違いないのかどうかですね。

○議長（櫻井公一君） それでは、確認させます。小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 通知の中で、金額が記載されておまして、これを交付しますという内容になっています。ですから、決定という扱いでよろしいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） いいと。こういうことですか。それでは、さっき色川議員が聞いたのでありますが、都市再生整備事業効果分析委員会委員、これは3回ぐらいあると、こういうようなことでありますが、これは今まではあったのですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 今まではございません。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それで、効果は今までもあった、その効果を議会に示したことはあるのですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 効果を献策したことは今まではありません。この事業分析調査を5年分を効果分析をし、それで公表するというのが最終的な目標になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それで、この社会資本整備総合交付金交付要綱、平成22年の3月26日に出しているわけでありまして、これでありまして、今さっき色川議員に言ったような何じゃなくて、事業計画をつくりなさいと、こういうふうになっているわけですよ。社会資本総合整備計画の提出等についてと。第8でですね。交付対象事業を実施しようとする地方公共団体とは、次に掲げる事項を記載した社会資本整備総合計画を作成し、当該計画を国土交通大臣に提出するものとする、というふうになっているわけでありまして、これはあっちでだめになったからこっちでいいんだよというふうなことであれば、この計画はどういうふうになるのですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 都市再生整備計画の変更事務というのがございまして、そちらで例えば復興交付金事業だとか、ほかの事業でだめな事業で都市再生整備事業として取り組める事業、こちらについて変更し申請をする。それでOKをいただいて、交付金事業として進めていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） さっき11事業をやっていると、こういうふうなことでありますが、情報の共有をするということになってきますと、さっき色川議員が聞いたように、そのさあ復興交付金事業だ、その社会資本整備事業だと、こうあるわけですよ。私らはわからないわけですよ、内容をね。そして、今聞くと、こういうようなことだよと、やっているよと、こういうようなことでありますが、やっているのだとすれば、議会に示してこういうふうなことが社会資本整備総合補助金ですか、総合交付金事業ですよと、事業でやりますよと、こういうようなことを出さなければならないのではないかと、こう思うわけですが、どういうふうにお考えですか。町長ですよ、これ。町長はどうお考えでいますか。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 都市再生整備計画の計画と、それからそれに伴う事業については、これまでも議会で随分説明しておりまして、ご理解いただいているというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） あのね、だから、そういうふうな計画がどういうふうな計画を立てているのかというのを議会がわからないわけですよ。私だけわからないのかどうかわかりませんが、そしてその総合整備計画の評価は公表しなければならなくなっているんですよ。この何を見ますとね。だから、そうしてくると、公表する前にその事業が、どういうふうな事業がこの社会資本総合整備交付金の対象事業にしたのだということで、その説明をされて、そしてその事業がどういうふうな効果があったんだよというふうなことで、町長ね、公表をするのだから、議会にその前にそういうふうな内容を知らしめなければならないのではないかと。議会がわからないのほうがかえっていいのだと思うのでありますが、執行部はですね、それはあなたたちが言っているその情報の共有をするのだというふうな意味からいくと、これは不十分なのではないかというふうに思うわけですが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 総括して。亀井企画調整課長、答弁。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） お手元の資料の2の②社会資本整備総合交付金交付要綱、第10のところをちょっと読んでいただければありがたいのですが、交付期間の終了

時には評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならないということですから、交付期間の終了というのが25年度末でございますので、それまでに評価を行い、これを公表するというところでございます。今後1年をかけてこの評価を行っていくということでございます。

それから、社会資本整備事業につきましては、毎年予算の段階で、これは社会資本整備総合計画にのっとった事業ですよということをお話ししていたつもりがありますが、名称がまちづくり交付金というのからこの事業に変わったもので、わかりにくいところがあったのかもしれませんが、そういったことで今までやらせていただいております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 改めてわかりにくいのでなく、わからせなければならない。あなたたちの仕事はそれなんです。そして、自分たちがわかっている、わからないのは、言っているんだよと、改めてこういうふうなものを見ますと、そういうふうなのがある。さらに、平成22年からこれは出ているわけでしょう。22年3月26日ですから、災害の前からこの交付金事業があるわけでしょう。そうすると、その11事業というのは、その何年に、私のほうで該当したのは何年からなのですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 一番早いのが平成21年でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そういうようなことであれば、こういうふうな計画でこういうふうなものをやっていきますよ。そうすると、21年にやったのであれば、22年には事業が完了しているのか、継続費用をとったのかわかりませんが、そうすれば25年までのうちにその評価をして公表しているわけでしょう。これらは全然私らは見た記憶がない。こういうふうなことでありますが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 21年度にやり始めましたのは、先ほど色川議員の質問の中でも申し上げましたように、観光情報板整備事業といった、観光地に看板を設置する事業ということでございまして、単年度で終わった事業でございます。今回評価をするのは、事業効果分析調査を除きますと11事業、例えば第1町体を壊した後の交流広場の整備事業だとか、ウォーキングトレイル事業だとか、そういったもの全てを包括して評価をして出すということでございますので、これまでは評価はしていません。

尾口議員が今22年度に制度が付加されたということですが、私の記憶が正しければ、22年度にこの社会資本整備総合交付金事業という事業名に変更された年だったと思います。それまではまちづくり交付金事業ということで進められてきた事業です。ちなみに都市再生整備計画は19年につくっていたと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 社会資本整備総合交付金交付要綱というのは、22年に出ているんですよ。その前はないんですよ。だから、まちづくり交付金ならまちづくり交付金で別途なんですよ。この要綱に基づいて処理したのは22年からでしかないと、こういうふうなことでありますので、こういうようなものも議員さん方に見せておく必要があるのではないかと私は思っているわけですが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 都市再生整備計画、それから旧まちづくり交付金事業、こちらでやった事業を羅列し一覧にした事業をお見せすることは可能ではございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、この交付限度額があるわけですが、この社会資本整備総合交付金事業の交付限度額の最高というのは何ぼぐらいになるのですか、これを見ると、ABCあって、AプラスBプラスCは単年度交付限度額だと、こうなっているわけですが、これからいくと、必ずしも50%でない、80%になるか、90%になるかわからないと、こういうふうにとめられるわけですが、この限度額の最高というのはどのぐらいになるのですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 交付金の限界値というのが5年間終わったところでならして4割と言われています。ですから、単年度ごとには50%になるときもありますし、三十数%のときもありまして、最終の25年度末でならされて4割というところに落ち着かせられる事業ではあります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） この内容、よく読むと、いろんなことが考えられるわけですが、こういうふうな資料は各議員に出しておいたほうがいいのではないかと。これを申し上げて、このことは終わりにしたいと、こう思います。

それから、これもさっき色川議員が質問しているわけでありますが、防火水槽、これは石油貯蔵施設対策補助金、減額をしているわけでありますが、さっきの説明からいきますと、必ずしも納得できないのでありますが、どんな、具体的にもう少しお話を頂戴したいと思うわけでありますが、繰り延べする事業として実施する計画で県と協議と、こういうふうになっているわけでありますが、県と協議してよかったの、国でだめだと言ったのだと、こういうようなことに理解していいのですか。

○議長（櫻井公一君） それでは、経緯を再度。阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 防火水槽の経緯につきましてご説明申し上げます。

防火水槽の補助金交付申請につきましては、平成24年10月15日付で行いまして、同年12月25日に交付決定の通知を受けてございます。そして、1月契約に向け事業を進めておりましたが、設置予定地、一番最初はその白萩、あの華園、白萩地区ということでおりましたが、あとその場所につきましては水路の関係で、先ほどの答弁のとおり、水路の関係でスペースがとれないということで、もう1カ所の予定地、海洋センターわきの児童公園ということで考えましたが、津波浸水区域でございまして、また震災後地下水位も高いことから、防火水槽の設置が難しいと判断いたしまして、1月中旬に入札のおくれと事業繰り越しにつきまして県に説明し指導を受けてございます。2月上旬に設置箇所の変更ということで、富山観音及び予算の繰り越しを進めておりました。そして、2月21日に県産業立地推進課に出向きまして、事業の変更と繰り越しについて説明を行いまして、同日、県が計産局と協議した結果、繰り越しした場合の財源が措置されないとの回答がありましたので、検討した結果、一般財源で実施するよりも、復興交付金と合わせながら事業を実施したほうがよろしいのかなということで判断させていただいております。そして、2月の段階では、年次計画にない場所の変更については、会計検査等を考えた場合に難しいものがあるということが国での認められない理由でございました。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 消防事務組合と十分調整をして防火水槽がここ、ここ必要だというふうなことがあるわけでしょう。その中であれば差し支えないのではないですか。だめなのか。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） その場所があと年次計画にあつて、あと消防事務組合との協議に基づいての消防の充足率、水利の充足率が低い地域であれば認められると思

ます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） ただ、それをしなかったから、五百何十万ただなげると。来ないわけでしょう、この五百何十万は来なくなるわけでしょう。ただなげてしまうわけでしょう。はっきり答えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 当然歳入で認められた570万円については交付、これは決定は受けていたのですけれども、事業を廃止したということで交付は受けられないということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長ね、500万円もただなげるんですよ。ただもらえるやつをもらわないですよ、町長。それは責任を感じませんか、あなたは。五百何万ですよ。537万9,000円ですか、お返しするの。どうなのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、石油立地関係ですと、じゃあここをやらないで別なところということで確かにできると思います。ですから、五百何万円を議員さんが言われるとおおり、せつかくもらえる、確約されてもらえるものは別なところでやったほうがいいのではないかと、私たちが思っております。それも含めて3月定例議会で補正を行ったと。その後こういう形で補正減額ということで、部内の中でも実際縦の連絡が、担当課から危機管理監、所管である総務課長、それで私のところに来たのは実際は定例議会後ということで、これは公務上の支障があるということで、尾口議員さんが言われるとおおり、問題があるということで、実際は事務処理の適正化がうまくいっていなかったということは認めざるを得ないということで、職員の分限懲戒審査会、こちらのほうに基準として合致するかどうかということで、来週4月2日に担当課から聞いて、そういう処分をするかどうかという形で今流れになっております。

ただ、それで済まされるものではないので、やはり縦の連絡とか早目に、問題があってからするように、今後事務の適正化をしていきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今話を受けたわけでありますが、私ら当初予算でこれはお話ししているんですよ、これね。そして、当初予算で1,038万円の歳入があって、防火水槽は668万4,000円だと、こういうようなことで、当初予算でやったやつなんですよ。だから、今、さあ、横の連

絡が不十分だったからね、五百何万も六百万も返さなきゃいけないだよと。そんなでたらめな仕事をしているからだめなんですよ。そして、この宮城県石油貯蔵施設立地対策等交付金交付要綱の中で、だめだという規定は何もないんですよ。これを見たら。そして、県と協議しなさいと、工事がおくれたりなんざりしたときには、県と協議をしなさいとなっているわけですよ。これには500万も600万もなげるわけですから、町長や副町長が行ってね、国まで行って交渉しなきゃいけないのではないかと。こういうふうな要綱の中では、だめだから返せという規定は何もないんですよ。ないでしょう。見ていないでしょう。だから、ないやつをそうやって国に言ったらだめだと言われたのだと。これは事業がおくれたりなんざりしたときは、県と十分協議しなさいと、交付の申請、交付金の決定があって、交付の状況の報告ですね。そういうふうなもので報告をしなさいと。交付金事業が予定の期間内に完了しない場合、または交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し指示を受けなさいと。だから、指示を受けて繰越明許にしたわけでしょう。そういうふうな事由を国に話をしたら、国はいいと言わないのおかしいでしょう。要綱で県が定めた要綱なのだから。それにのっかって県とも協議しましたよと。そして、私のほうに了解をもらって、議会にも出したよと。繰越明許も議会で議決をもらったよと。こういうふうなことまで言ったら、できるのではないかなと。これが町長、副町長の仕事ではないかと私は思っているんですよ。いかがなものでですか。こういうふうなものは。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、尾口議員さんが言われたとおり、そういうのを踏まえて3月定例議会の補正で繰越明許ということでした。実際、担当課のほうと県と話をして、そういう要綱も踏まえて国のほうに話をしたら、実際は認められないということでした。ただ、それを私たちが連絡を受けたのは3月定例議会が終わってからと。要するに先週、私も聞いたものですから、実際びっくりしているというのが状況です。実際500万円を別なところに使えとか、繰り越しでそういうのもあるので、国のほうでも何とかという手だてとか、いろいろ方法はあったと思うのですが、実際事務処理の中で上に連絡するのがまずかったと。時期が遅かったと。実際は24年度の予算も事前に23年の12月には事前ヒアリングがあって、そこで済んでいるということはあるので、尾口議員さんが言われるとおり、時期を逸していたということも認めざるを得ないと。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 次の言葉が出ないですね、私は。こんな600万も700万も1人の職員がし

なかったと。事務の横の連絡が悪かったと、こういうようなことで解決できる問題ではないでしょう。こういうふうなものを私らは見なければ、わからないんですよ。だから、こういうふうなものまで議会にも出して、情報の共有をしてくださいよと言っているのです、私は。常にね。私はこれをとって見て、内容まで一生懸命読んで、そして今質問しているわけですよ。だから、そういうようなことが今度だけだ、はい、頭を下げればいいのだと、誰も責任をとらないのだと、こういうようなことでは、ほかの町なんかよくあるでしょう。水道料を過徴収したとか、過少徴収したとか、それで町長だか市長だかわからないけれども、減給をしていると、こういうふうなのを新聞に出ているわけでしょう。これは600万近くのやつ、なげるわけですよ。何よりも大切な仕事だと思ってしなければならぬと思うわけでありますので、回答はいいです。終わります。

○議長（櫻井公一君） ここでちょっと休憩をとりたいと思いますが、よろしいですか。進めますか。休憩をとりたいと思います。それでは、11時20分再開いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

質疑を受けます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） ちょっとよくわからないのですけれども、今話題に上っていたその社会資本整備総合交付金ですか、その関係で1億5,300万円余り交付金が来ると。それに対して都市再生整備計画事業債で1億8,400万円という町債を組むと、こういうことになるわけですが、25年度の事業を前倒しでやるんだよと、予定していた事業なのだということではあるかとは思いますが、国で補正予算を組んだ、それに対応して事業を前倒しにしてやっていくよということになっていって、果たしてその、これを見ると、結局6割近くが町債で仕事をするということになるわけで、まあ借金ですよ。非常にこういう意味では、こういうこの予算が次々と組み立てられる可能性も今度が出てきているわけですよ。そのときに町の財政が本当にこれで破綻していかないのだろうか、私は気になって仕方ないのです。言ってみれば、事業がどんどんやりやすくなるという側面が一方である中で、国が丸々出すんじゃなくて、6割、あるいは4割は町が負担だよと、こういう形になるのだと思うので、町としての借金もそうやって事業を進めていくと非常に大きくなっていくのではないかと。こういうふうに思います。

そういう中で、今回こういう予算づけをされているわけですが、今後もこういう形で国の経

済対策などを含めたこの補正予算等々を組まれた場合に、どんなふうに町としては今後の財政運営を含めて考えて対応していくのかということを一応お聞かせをいただきたいというふうに思っていたところです。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回、国の第1号ですか、国では第1号と言っていますけれども、第1号補正ということで、今回それは町として先行で実際25年度にやると。あとは26年度にやるというのを考えた場合、それを先行でやったほうがいいと。実際は今回は補正予算債という交付金、交付税ですか、あちらのほうで余計来るといふ特典もありますし、今回その交付地方債、補正予算債もそれに対して8割が元金臨時交付金ですか、それで大体町としては今のところ試算ですけども、1億7,000万円が別個に25年度、確定ではないのですけれども、1億7,000万円が来て、それを改めて別なところの単独に使えるという、今回の国の補正は財政としても先行投資で考えていた分がある程度手当てできるということでやったらいいのかなと思っています。

ただ、今野議員が言われるとおり、今後国では物価指数が2%以上というあれがありますから、いろいろ公共事業の補正とか組まれた場合、じゃあどうするのだということなのですけども、そのときはある程度財源を見きわめて、町で本当にやるべきものが必要な場合は、じゃあその財源があるので利用しよう。要求がですね。効果的にやろうという考えで、何から何までということは考えておりませんが、先ほど言ったように、25年度以降やる事業が財源手当が本当は単独でやらなきゃいけないのをこういうのでやるというのは、それに乗っかってやりたいとは考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 答弁としてはそういうことに多分ならざるを得ないのかなというような気はもちろんするのですが、言ってみれば、今回の補正予算でも総額で175億円を超える予算総額になっているわけですよ、24年度で。通常この予算から見れば120億円、もちろん災害復興交付金等々の事業も含めて入っているから、膨大な金額になっているわけですけども、それも含めて後で交付金措置をされるということになってはいますけれども、走り出しの時点としては、町として借金もしながら事業を進めていかざるを得ない、こういうことになっているわけですよ。

そうしますと、やはりこの次の世代に借金を大きく残していくことにつながらないのかと、こういう懸念をせざるを得ないというのが、私は今の状況なのではないかと。国がどんどん

んどん景気対策だなんだと言って予算をつけるのはいいのですが、既に国も基本合わせて1,000兆円を超える借金だと、こういうふうに使われている中で、さらにこの借金を重ねていくということになると、本当に大変なことになるんじゃないかと、こんなふうに使っているのです。

ですから、今後町としては庁舎の建設の問題も含めて、大きい事業として出てきますし、町長が今進めている中には、その根廻・磯崎線というこの事業等の、これもやはり大きい財政負担を伴うのかなと。そういう比較的大きな事業予算を伴うものは、今後も相当出てくるわけですよ。そうしますと、本当にこのまま町としてこの状況の中で国から金が出るからということで、どんどんどんどん乗っかっていく状況ではないのではないかと。年間予算がせいぜい50億円ですからね、松島町は。その辺、本当にその財政のあり方というものについて、しっかり私は考えてやっていただきたいというふうに思っています。もう1回その辺を含めてお願いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、今回の特典というか、町として特典は実際この歳入歳出補正予算事項別明細書の例えば3ページのところにも、地方交付税の中で私たちが想定していない7億円、震災復興特別交付税という7億円が実際に来ているわけなのです。これは私たちにとっては想定外のうれしい予算が来ていると。こういうことで、予算が50億円前後は松島町の予算計上と。今回は百何億、何十億ということになっていますけれども、実際、じゃあ財調の基金残高がどうなっているかということ、今までは5億円前後だったということなのですけれども、実際この7億円もプラスして、いろんな交付金に来て、15億円ぐらいになるであろうと。だから、私たちが実際キャッシュで持っているのは5億円だったのが15億円になって10億円来ていると。じゃあこれを無駄遣いするかということとはしませんけれども、ある程度そういう国の経済対策、いろんなしがらみで、実際は借金だと思うのですけれども、ただ松島町としてはありがたい財源が次々入ってきているということで、実際15億円というのは今までない数字なのです。ただ、それがどのように使うかというのは、交付金事業等は今後出てきますけれども、財源はいいですけれども、それに足りない分はここになったら出していかなければならないということもありますので、安心してはいるわけではないのですけれども、今のところはある程度手持ちのお金もあるという状況でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 補足といいますか、基本的な考え方ということで述べさせていただきます。

いと思うのです。バブル期、私もバブル期に役場の職員をしております、そのときの状況はどんなものだったのかということもわかっておりますし、当然そのころは国もどんどん使え、使えということで、金が来るのですが、実際は裏負担があつてとか、それで全国の自治体で左前になったところが何か所もあるわけでございます。それを私も経験しておりますし、また全体のその自治体のありようなり、経済のありようなりが、バブル崩壊後の町長でございますので、その辺は前の轍を踏まないようにということでしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

また、いわゆる貯金がふえているわけですが、これを町民のために有効に使うということは常に頭に置いておりますので、無駄にため込まず、また無駄に使わずということは肝に銘じておきたいと思っておりますし、その辺は事務方とも常に連絡を密にしながら、町民のためにこの予算を使っていくということにしたいというふうに思っております。ご心配はあるかとは思いますが、そこのところはしっかりとやっていくということで説明させていただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） バブル期からバブル崩壊後の経験をなさっているということなのですが、結局その、何ですかね、1990年代、バブル崩壊直後から、言ってみれば公共工事430兆円、何年、これをつくりなさいと、これはアメリカと日本が約束して、その後90年代半ばには600兆円までこれを拡大してやりなさいという、そういう話があつて、この間ずっと進んできて、公共工事の無駄遣いというのはそういう中で生まれてきたというのは、この間の流れだったと思うのです。ですから、景気がいいからやっているんじゃないくて、不景気だからそうやって、アメリカからの要求もありましたけれども、公共工事をどんどんどんどん拡大して失敗したというのが一方であつたわけですよ。今、まさにまた同じことを、私は始まってきているんじゃないかと、そういう気がしてならないのね。

そういう意味では、本当に受ける側の各自治体がしっかりとそういったものに目を向けて、本当に取捨選択もして、必要な事業を選んでいくということにしないと、町民に次代を担う子供たちに本当に借金を残すということにつながっていくのではないかと、こんなふうに思うので、今こういうお話をさせていただいたということですので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

次のことなのですが、先ほどのその防火水槽の件です。これはどういう防火水槽なのかよくわかりませんが、予算議会のときに、水道事業所のほうから聞いたら、その水道事業所

のほうでは、浄化装置をその震災のときに2台だか3台この寄附もいただいていると、こういうお話だったんですよ。ですから、特別にここに書かれてあるような特別な防火水槽でなくてもいいのかなという気がするのです。その何台も、もちろん浄化できる装置が何台もあればいいのだろうとは思いますが、ここに書かれているのはいかにもそうすると、とってつけたような私はへ理屈のようにも聞こえないわけではないんですよ。素直にやはりそういう意味では、事務の手續の問題として、やはり問題があったのだということをきちんとここに一応書くべきだったのではないかと、こういうふうに思うんですね。ところが、そう書かないで、かえってその震災のときに利用できるこうした施設をつくったほうがいいのだと、こんな書き方になっているという、非常に情けないなという、私は思いがしてならないのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今となれば、言われるとおり、この石油立地は今まで計画している数年の防火水槽の新設とか、いろんな形の中で進めれば、こういう形にはならなかったと思うので、先ほど尾口議員さんのときも言われたとおり、事務の適正な処理が進まないで上まで伝わらないでこういう形になったということで、そういうときに書くべきだったなと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） それで、先ほど副町長の答弁の中で、分限という話もあったのですが、あんまり分限だのという言葉はこの場でもあんまり聞いたことはないのですが、どういうふうにその辺考えて先ほどお話しになったのか、その辺もう1回お話しいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、職員の分限というのは、要するに懲戒処分とかいろんな形があって、松島町でも基準があります。例えば勤務の状況とか仕事の内容とか、あとはよく新聞とかに載る飲酒運転とか、そういう形がある程度うちの部でも基準、要綱の中にあります。その中の基準に今回の事務に関しては公務の運営の支障、要するに事務処理の適正化が書いていたということが、その基準の中に、例規集の中にも入っています。その中の該当するかどうかというのを、時間がなかったものですから、本当は今回の補正前に開くべきだったとは思いますが、4月2日に9時からその担当職員、あと対策監、総務課長から聞き取りをして、その審査会の中で審議して、どういう形になるかということになるかと思いますが、ですから、まだ決定はしていないのですけれども、審査会の中に基準が合致して、審査会で審議する事項ということになるかと思いますが、

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 私はそういう具体の事務の中身というのはよくわかりませんが、実際におやりになるのか、やらないのかもわかりません。今まではそういうことというのはどうだったのですか。やられてこられたのですか。どの程度やられたのか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今までですと、ここ数年前ですと、18年から、18年が3回、19年が4回ですか、飛ばして23年、それは大きいやつとか小さいやつはありますけれども、そういう形ではいろいろ該当があります。例えば今回、今回ではないのですけれども、よく交通事故なんかで議会の専任ですか、いただいて、後で報告しますよね。ああいう形も安全運転義務を犯しているかどうか、該当するかということで、議会に説明もありますけれども、その審査委員会の中でも審議していくということがあります。ですから、ここに小さいのも結構ありますけれども、結構ない年もありますけれども、交通事故なんか数年結構多かったということもあるので、そういうのが結構審査会の中では多い件数かなと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 議会との関係では、この間、謝罪というようなこともございましたし、いろいろとそういうことがあるのであるとすれば、この間のことなんていうのは非常に大きい、私は話ではなかったのかなというふうな気もするので、ぜひそういう庁舎内での、何ていうのですかね、そういう綱紀肅正といいますか、そういうことを含めて考えていくのだということであれば、やはり適正、厳正にやってもらうということが必要だと思いますので、その辺についてはよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それから、先ほど聞いたやつで、防火水槽、どういう、具体的に形なのか、もう1回説明してください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 今整備を進めているのは、耐震性貯水槽ということで、2次製品、40トンの2次製品がございます。それを地下埋設しまして、あと通常、今までですと、あと水道本管との交流式で、あと常時飲料水にもできるという形をとっていたのですけれども、新しく出た製品で缶詰方式で水の状態を保持しながら保管できるという2次製品も出てきてございますので、それらについて今検討を重ねているところでございます。

そして、それをあと震災時にくみ上げまして、今あと簡単に言いますと、温水プールにあります浄水器、あのようなものを使いまして、それであと飲料水、あと生活用水として震災当時

に使用するという考えで進めております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 水槽自体にその浄化装置がついているということなのか、缶詰状態ということなので、水槽自体がいわゆる真空パックのようなことに最終的になるのか、その辺ちょっともう少し詳しく。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 40トンのタンクを地下埋設すると。そして、いざあったときに、あの防火水槽の取り出し口、そこにあと浄水ポンプをつけまして、それであとくみ上げるという形になります。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） そうだとすると、先ほど私が言いましたように、水道事業所のほうで浄化装置をいただいていますよと、なかなか効率のいいものでしたと、こういう話なのですが、そんなに難しいその防火水槽でなくても済むのではないかという気がするのですが、必要なのですか、本当にそういうことが。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 既存の防火水槽ですと、浄水としての使用は、水質上問題あると。今回出た製品につきましては、特殊に内部加工してございますので、それであと浄水としての水質も保持できるという特徴がございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 要するに、話を聞いていると、その防火水槽からそのままくんだやつを飲めないように聞こえるんですよ。浄化槽も持ってきて浄化してというお話もしているので、どっちなのですか。そこをはっきりしてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 保持年数はありますけれども、一、二年、三年くらいまででしたらば、そのままくみ上げて大丈夫です。ただ、それらの安全も考慮しながら、一応温水プールで使っているような浄水器もセットでつければ、より間違いないのかなということ考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第53号平成24年度松島町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第54号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第54号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第54号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業における地盤沈下に伴う雨水排水対策事業に対する震災復興特別交付税の拡充措置がなされたことに伴い、一般会計繰入金を増額し、公共下水道事業債を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これも1点だけちょっとお聞きしたいのでありますが、この提案理由で、東日本大震災復興交付金事業における地盤沈下、交付金事業でなく、今度は震災復興特別交付税で措置すると、交付金事業は別にして交付税で措置すると、こういうようなことですか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） この件につきましては、下水道での震災復興事業で取り組んでおりまして、その補助率としては8割補助です。そして、その補助残の6割、これが震災復興

特別交付税で措置されるということで進んでおります。合わせて92%が国庫で手当てされると。そして、現行でいきますと残が8%、この分が起債措置をして今まで復興事業措置をしてきました。それで、今回の追加支援措置といたしまして、この8%分、この分も震災復興特別交付税というようなことで支援措置がなされます。イコール補助残の20%全てが震災復興特別交付税ということで措置されるということで、今回補正をさせていただきました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、さっき一般会計に戻って大変申しわけないのでありますが、震災復興特別交付税7億839万4,000円というのは、ひもつき交付税というふうに理解されますか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 基本的には震災復興特別交付税は一般財源ということで来ますけれども、基本的な考え方は地方負担をゼロにするということで来るものですので、こういう下水道会計、特別会計と一般会計とのやりとりは、基本ルールによって行っていますので、その下水道会計に来たものに関しては、原則ひもつきというふうに理解しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、下水道に来た交付金事業で見たやつの差額は、特別交付税で見たんだよと。だから、下水道だから下水道にやったんだよと、こういうようなことでありますが、そうすると、この7億というのも、現実にはひもつきの交付税だと。だから、これはその事業に充てたほうが一番いい、16番議員ですか、質問しているわけですが、一般財源等出てきて大変なのではないかと、こういうようなことになるわけで、そうしてくると、その分はひもつきの交付税で措置された分は、皆その事業費に充てると、こういうような対応をされれば、15億もあるんだよと言っている、実際になくなるわけで、そういうふうに理解していいのかどうかだけお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 一般会計の今回7億円ほど補正していますがけれども、震災復興特別交付税でも基本ルールはございます。それで実績ベースに基づいてよこされるものもありますし、あと中には災害が、莫大な災害ですので、国のほうで町の財政負担が大変だろうということで、総務省のほうで多分総務省の財源の中で各地方自治体のその災害の規模に応じて割り当てする、その分もございます。そして、今回の場合、国からの通知を見ますと、その国から来る、町で算出方法はわからないのですけれども、その額が当初町が予想していた以上に、はる

かにオーバーした額が来たものですから、その分を補正したものであります。ですから、ひもつきの部分とひもつきでない部分というものがありますので、その辺でご理解をお願いします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） ですから、実際下水道に充てたり、何々基金の名称に充てたのはやはりひもつきと。財政調整基金に積み立てておるのはひもつきじゃないということなので、実際今15億円残高は、何々に充てなさいという国、県からの制約はない、純然たる現金で制約がない貯金ということでございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 実は、これは下水道事業に充てなさいと、震災復興特別交付税の中でそういうふうに明文の規定があるのですか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 先ほど申しましたとおり、基準がありますので、この分に関しましては、繰り出し分ということで措置されていますので、ですからひもつきということでご理解してください。

○議長（櫻井公一君） それでは、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第54号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 平成25年度松島町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第55号平成25年度松島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第55号平成25年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業第5次配分として採択された事業について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、4ページをお開き願います。

2款総務費1項18目復興推進費につきましては、松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業及び手樽地区復興まちづくり拠点施設整備事業について、町による津波シミュレーションの結果、当該整備地区が津波浸水エリアとなったことに伴い、かさ上げをするための造成設計業務について補正するものであり、また防災まちづくり広場整備事業につきましては、本郷ふれあいセンター等と一体になった避難対策や物資配給を行うための防災広場整備に係る測量設計業務について補正するものであります。

6款農林水産業費3項4目漁港建設費につきましては、磯崎漁港旧カキ処理場を漁具倉庫として建てかえるための測量設計業務について補正するものであります。

8款土木費2項3目道路新設改良費につきましては、松島霞ヶ浦地区の測量設計業務及び既採択路線用地測量面積追加に関する費用並びに踏切工事2カ所分のJR踏切工事受託料等について補正するものであります。

歳入につきまして、3ページをお開き願います。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災復興交付金事業の一般財源措置分について補正するものであります。

19款繰入金2項4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、歳出でご説明しました事業に繰り入れするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 本当に今回も復興交付金、本当に努力していただきまして、こうやってまた事業が入ると。それで、以前にも説明を受けたのですけれども、今回この5次ですか、今度は6次、7次と、平成27年度までであるというようなことなののですけれども、大分大工事、いっぱい事業が入っておりますけれども、今後、今度検討されているという復興交付金ですね、

62事業、61事業ですか、まだそこまで全部が入っていないわけですが、今後お願いすれば、申請すればできそうなのかなというようなこと、どういうところがあるわけでしょうか。もしわかっている範囲で。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今後、次回は第6次という形になります。内々の情報では、ゴールデンウィーク明けぐらいが1つのタイミングとして今進められているという情報はいただいております。それに向けてなのですが、現在まで避難道路関係、これが未採択になっている部分が比較的多いという状況です。現在、復興庁のほうでも交付金運用の柔軟化するものが検討されつつあります。この動向についてはまだはっきりした状況はつかめないということですが、これらの動向を今後注視しながら取り組みを続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） ちょっとお待ちください。4番伊賀光男議員、11時53分席に着いております。

それでは、質疑を受けます。色川議員。

○10番（色川晴夫君） 磯崎・根廻線もその1つかなと思いますけれども、そういうことでたくさん事業が入っておりますので、非常にハードルが高いところもあります。と思います。そういうことで、本当にこの事業のために職員の皆さん、本当に頑張っているというふうに率直に私は思っております。そういうことで、今度、高城・松島線のこの事業目的ということで、今までは道路の幅の6メートルの拡幅工事の測量だったと。それから、買収も含めて。今度は夜間停電時の対応可能な照明灯の設置に必要な測量及び設計調査を行うと、こうなっているわけでありまして。そういうことで、この、今度このように行うわけでありまして、今街灯がありますよね。現在の街灯。それとの整合性というのですかね、その街灯につけるのか、また別個の枠につくれるのか、これはどのようなことになって、これは松島ばかりでなくて、全部のところにあると思うのですけれども、そこを含めてお聞きします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それも含めて今回の設計の中で調査をしていくという形になるかと思っております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それを含めてというので、だって、課長とかなんかは、今街灯があるわけですよ。だから、そういうことをやはりまっさらな状態で調べられるんじゃないわけでしょ

う。今の街灯のほかにこういう緊急用のものをつくるとなれば、街灯だらけになってしまうわけでしょう。今景観をやっているわけですよ、海岸地区は。そういうことを含めて、やはり美観的に損なわないような、こういうものを検討しなければならないと思うので、もしつくるとなれば、今の街灯、別にそのような研究、この今調べる、予算をとるやつを、新しくつくるといったら、今の街灯は撤去するのか。それを含めてどのような検討をなされていますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今の街灯は結局電力さんの電線から引っ張ってきますので、停電時は一応切れてしまうんですね。それでも一応つくような形で、何時間かは一応最低でもつくような形で、バッテリー式にするか、それとも太陽光のパネルをつけてそこから充電をするかという形で検討しなければならないので、それに形がすっかり変わってしまうか、支障があるかという部分で、今言われたように、今既設の街灯がある分についても、それらを取りかえればいいのか、新しく設置しなければならないのかという部分になりますので、それであと事務とも協議しなければならない部分もありますので、そういった意味で一応また全体を検討していくという意味でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これからその辺を含めて検討するというのですけれども、やはり海岸地区、松島地区の場合は古いんですよね、街灯が。であるから、そういうことも含めながら、やはり全部新しくなれば、一番いいのかなと。ほかの地区もそうだと思うのです。やはり津波被災地のところは、これは随分古いところもあるので、こういうところをやはり新しく、そして両方使えるような、そのようにしていただければ美観上も損なわないのではないかなと、こういう思いでありますので、その辺のことをよろしくお願いしたいと思います。

それから、何メートル間隔つくるのかということを書いていたのですけれども、これからもその全部、今からだというようなことでありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、避難道路、今回本当に感謝にたえない霞ヶ浦なのですけれども、いや、本当に、これはこの場をかりて本当にありがとうございます。いや、本当に感謝、感激、地区の皆さんを代表しまして、本当に感謝申し上げます。これは本当にあり得ないことだと思うのです。本当に担当、町長、改めて。いや、神様、仏様、大橋様とそうなるわけだけど、そういうことで、今回、手樽の踏切工事もしりましたね。手樽は今仙石線使っておりませんので、あそこを全部対策するということになれば、当然JRさんもあそのところの路線は使うわけですから、当

然まだ電車も走っていないので、復旧工事に入ると思うのです。今霞ヶ浦の場合、本線が走っているわけですね。そういうことで、JRとの工事委託というふうになっておりますので、当然JRとの協議はなされてOKかなということなののでしょうか。JRも了承しましたよということで、これは予算をつけていると思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） それでは、そのJRの協議の内容については、午後から答弁を受けるという形でよろしいですか。

ここで昼食休憩に入ります。再開を13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

10番色川議員の質疑に対する答弁から入ります。中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 霞ヶ浦の踏切のことということで、JRさんとは一度実務者レベルの一応協議をしております、その中では簡単ではないような話しぶりはあるんですね。もちろんですね。あそこは狭いという部分でありまして、これを一応広げたいという話ですので、これから本格的な協議に入っていくということになるかと思えます。できるだけ努力したいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） できるだけというより積極的に頑張ってください、せっかくここまで頑張っていただいたので、よろしくお願いします。

それと、この長さが30メートルと、この事業概要で30メートル、あそこの線路の幅が大体そんなもの、長さがね、線路と線路の間、30メートルかなと。それから、4メートル6メートルと、こうあります。幅がね。この4メートルはわかるのですけれども、6メートルの部分は歩道とかなんかということの意味合いでこうなったのでしょうか。それとも、その踏切の部分までの取り付け道路、その部分が6メートルになるのか、どのような解釈をすればよろしいでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 4メートルにつきましては、あの踏切の部分が1カ所4メートルの幅員でということなんですね。その部分について4メートルですので、議員さんのほうの内側、あの海側のほうについては4メートルの道路ということで、その分が30メートル、二十五、六

メートルですか。それと、あと反対側の踏切を渡ったところ、あっちは6メートルで計画しておりますので、その分が一応6メートルでくつつくということで、4メートルと6メートルという表現をさせていただきました。踏切の部分は4メートル、踏切から駅側のほうに向かってはずっと4メートルで考えているということでございます。当初6メートルで計画して復興庁に上げているのですけれども、4メートルという形で一応復興庁のほうで整理して、一応4メートルになっているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） じゃあ踏切の部分が6メートル。（「4メートル」の声あり）踏切が4メートル。踏切の部分が4メートル。じゃあ私のうちのほうのあれが6メートル。もう1回、もう1回。済みません、もう1回。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 踏切1カ所の部分については幅員4メートルでございます。そして、踏切から駅側、色川議員さんのほう、海側のほうになりますけれども、それも4メートルということ。あと、霞ヶ浦のほうに上がっていく分については6メートルで計画していますので、それは6メートルでくつつきたいということで。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ここまでの幅員にさせていただくということになると、あそこはみんな下水の区域内なのですけれども、なかなか難しいことなので、今トイレのバキュームをやっただきますけれども、ホースを長くしてやっているの、今度は直接車がそれも入っていけるというようなことでありまして、本当に地域の皆さんは喜んでいるかなと。喜ぶと思いますので、ひとつJRとの協議、頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第55号平成25年度松島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全て終了しました。

ここで、すぐ閉会ということになるのですが、今回、最終日、退職される方が最後の日まで議会におつき合いいただきましてありがとうございます。佐々木会計管理者、丹野水道事業所長から一言ずつご挨拶いただきます。

○会計管理者県会計課長（佐々木千代志君） 大変今回の臨時議会、ありがとうございました。私は平成6年度から約20年間この議場に入らせていただきまして、痛感したのは、やはり執行部の考えだけでなく、各議員さんからのご指摘やご指導があつて、これまで何とか頑張ってきたのかなというふうな感じをしております。

今後も一町民として議員さん方々にはこれまでと同様おつき合いをさせていただきたいというふうに思います。これまで大変長い間、お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 先日は送別会を開いていただきましてありがとうございました。私はあそこで述べたとおりでございまして、本当にありがとうございました。最近ですと、議場で議論いただきましたのは、水道関係で料金改定、それから基幹布設整備計画ですか、それから復旧・復興事業計画、沿岸部の地盤沈下対策、いろいろご議論いただきまして、満足いくような計画にこれからつくろうと、残った職員がやるかと思えます。

どうか今後もしご指導いただきまして、よりよいまちづくりに頑張りたいと思えます。大変長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（櫻井公一君） どうも長い間ありがとうございました。

これで、平成25年第1回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後1時07分 閉 会